

令和4年度

# 監査の概要

新潟市監査委員事務局

(令和5年6月)

# 目 次

## I 監査の概要

1. 監査委員とは	1
2. 新潟市の監査委員	1
3. 監査等の種類	3
4. 監査の基準	4
5. 監査結果の処理	5
6. 監査結果に基づく市長等の措置	5
7. 監査の流れ（定期監査）	6

## II 令和4年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）	7
2. 財政援助団体等監査	14
3. 令和3年度 決算審査	17
4. 令和3年度 基金運用状況審査	30
5. 令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査	31
6. 令和3年度 内部統制評価報告書審査	33
7. 例月現金出納検査	35
8. 住民監査請求に基づく監査	35
9. 請求等に基づく監査	36
10. 包括外部監査	36

## III 参考

1. 関係法令・例規	37
2. 用語の解説	38

# I 監査の概要

## 1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立した独任制<sup>(1)</sup>の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

## 2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します（地自法 196）。

監査委員の任期は、識見の監査委員は 4 年、議選の監査委員は議員の任期によります（地自法 197）。

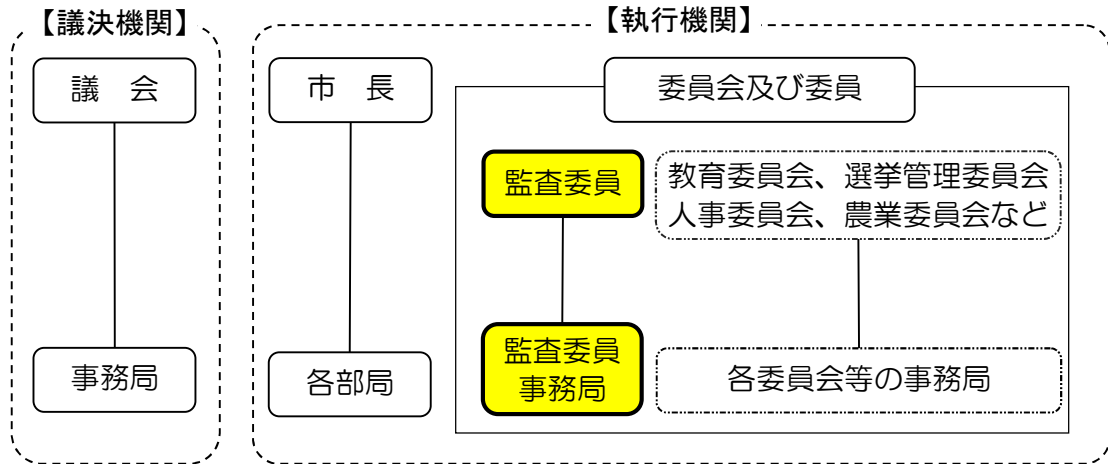
本市の監査委員は次の 4 名です。

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	常 勤	古俣 誉浩	令和 4 年 4 月 1 日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	令和 3 年 10 月 1 日	弁護士
議選委員	非常勤	飯塚 孝子	令和 5 年 5 月 22 日	市議会議員
	非常勤	深谷 成信	令和 5 年 5 月 22 日	市議会議員

(令和 5 年 6 月現在)

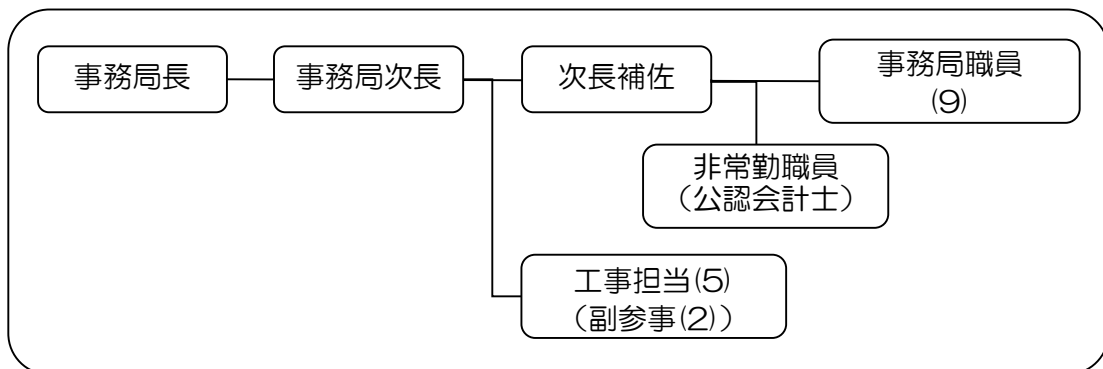
## (1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です（地自法 180 の 5 I）。



## (2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています（地自法 200）。



※表中の（ ）内の数字は職員数。ただし数字がない場合は 1 名。  
この他に会計年度任用職員 1 名。

### 【所掌事務】

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 内部統制評価報告書の審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

### 3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類は、次のようなものがあります。

#### (1) 定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令等
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地自法 199 I、IV
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地自法 233 II 地公企法 30 II
基金運用状況審査	市長から提出された基金（定額運用基金）の運用状況調書の審査	地自法 241 V
健全化判断比率・ 資金不足比率審査	市長から提出された健全化判断比率 <sup>(2)</sup> 及び資金不足比率 <sup>(3)</sup> 算定の審査	地公財健法 3 I、 22 I
内部統制評価報告書 審査	市長から提出された内部統制評価報告書の審査	地自法 150V
例月現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地自法 235 の 2 I

#### (2) 必要時に行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地自法 199 II
財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地自法 199 VII
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地自法 199 V

### (3) 市民等の請求・要求により行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	住民からの監査請求により行う監査	地自法 242

※その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査、市長からの要求監査、議会からの請求監査等があります。

### (4) 外部監査人による監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、包括外部監査人が、自治体の財務事務や財政援助を行っているものについて、テーマを決めて行う監査	地自法 252 の 37

## 4. 監査の基準

前記の各種監査は「新潟市監査委員監査基準」に基づいて実施しています。以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、地方自治法 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、本基準に従って監査、検査及び審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。(基準 2)
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。そのリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準 7)
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。(基準 15 II)
  - ・ 合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
  - ・ 経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか

- ・効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
  - ・有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- 監査委員は、監査結果に係る報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容などについて、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。  
(基準 23)

## 5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の 6 つの処理区分に整理します。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し措置を求めます。

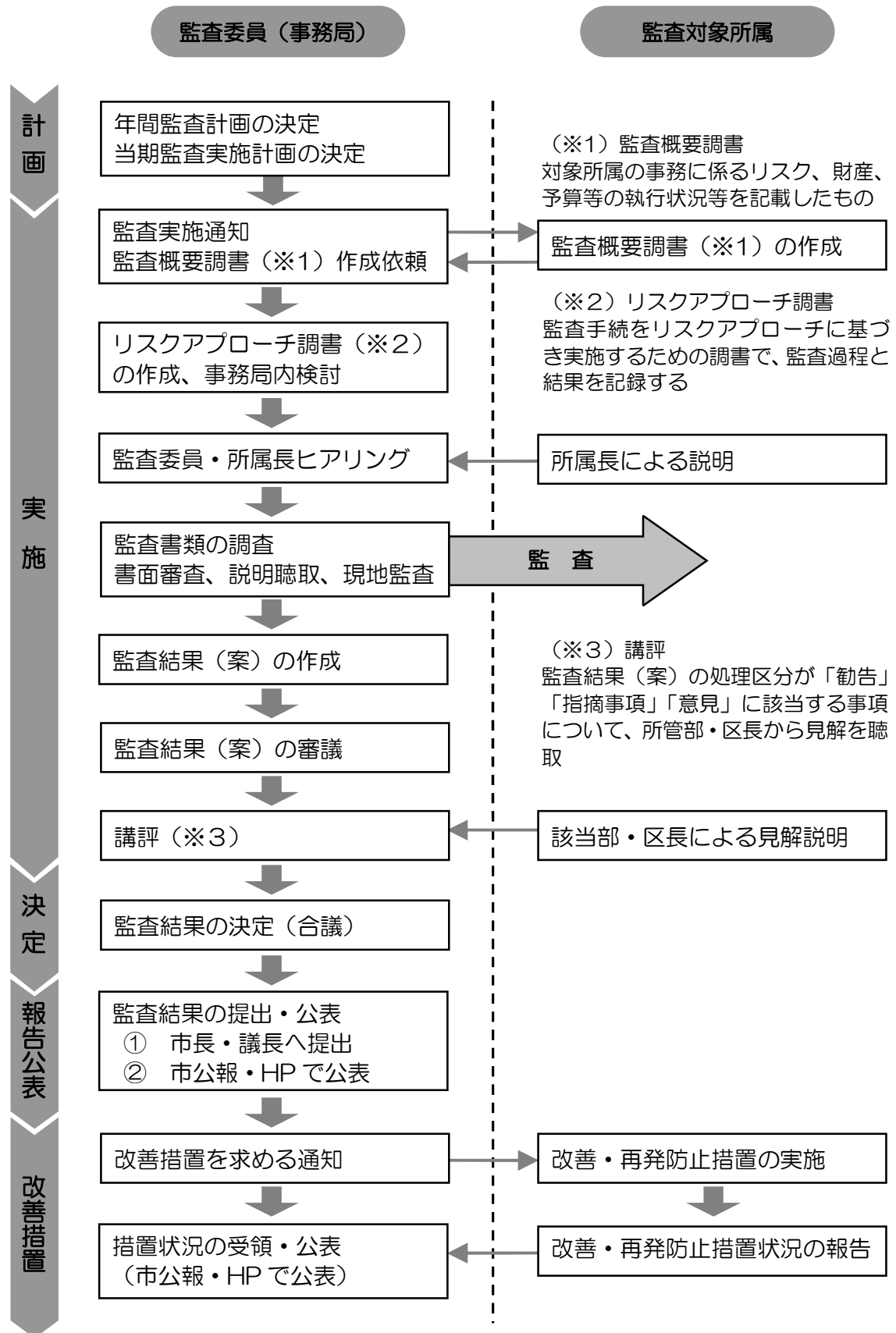
- ① 勧告 指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講ずる必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したのものについて、特に措置を講ずる必要があると認める場合（地自法 199XI）
- ② 指摘事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい又は重大であり、是正若しくは改善を求める事項（地自法 199IX）
- ③ 注意事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項、及びその他特に注意する事項
- ④ 指導事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの、及びその他特に指導する事項
- ⑤ 現状確認 検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認するもの
- ⑥ 意見 組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、監査委員の見解として公表するもの（地自法 199X）

## 6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員にその内容を通知するとされています。

監査委員では、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」「指摘事項」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています（地自法 199XIV、XV）。

## 7. 監査の流れ（定期監査）





## Ⅱ 令和4年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。  
「令和4年度監査結果 新潟市」で検索してください。  
(<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kansa/kansa/R4kansakekka.html>)

### 1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）

#### (1) 財務等監査・行政監査

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づき適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

#### ● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 重点調査項目
  - ・ 契約事務において、入札手続が適正に実施されているか。
  - ・ 支出事務において、支払遅延や支出金額誤り、支払漏れ、過年度払いなど不適切な事務処理が起きにくい体制が構築されているか。
- ② 事務事業全般
  - ・ 事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
  - ・ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか。
  - ・ 事業目的は達成されているか。
- ③ 収入事務
  - ・ 収入に係る手続及び時期は適正か。
- ④ 支出事務
  - ・ 違法、不当または不経済な支出はないか。
- ⑤ 契約事務

<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る手続及び契約内容は適正か。</li> </ul>
⑥ 財産管理事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。</li> </ul>
⑦ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出する。</li> </ul>

● 令和４年度 第１期（財務等監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		観光・国際交流部、農林水産部、下水道部、秘書課、会計課、議会事務局、人事委員会事務局、市民病院及び各業務の関係部署
対象事務		令和３年４月から令和４年１月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和４年２月１４日～令和４年７月５日
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>【23件】</p> <p>ア 収入事務２件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課の遅延</li> <li>・未収金の内訳不明</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務３件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手書き納付書の連番管理不徹底</li> <li>・任意団体における会計規則の未整備</li> </ul> <p>ウ 支出事務１１件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務手当の支給誤り</li> <li>・委託料の支払遅延</li> </ul> <p>エ 契約事務２件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格、最低制限価格の設定誤り</li> </ul> <p>オ 補助金・負担金の事務１件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成予定額の通知誤り</li> </ul> <p>カ 財産管理事務４件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決区分誤り</li> </ul>

● 令和４年度 第２期（財務等監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		保健衛生部、北区役所、南区役所及び各業務の関係部署

対象事務	令和3年4月から令和4年5月末までの期間に執行された令和3年度の財務等に関する事務（一部当年度分及び過年度分を含む。）	
実施時期	令和4年8月12日～令和5年1月26日	
監査結果	指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口収納用つり銭を職員が私金で立て替えていたもの（南区役所建設課）</li> <li>・業務委託の入札において、最低価格入札者が同額2者であった場合の基本的な事務処理を誤ったもの（南区役所建設課）</li> </ul>
	注意事項	<p>【51件】</p> <p>ア 収入事務12件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出納整理期間における旧年度の収入調定</li> <li>・許可書発行時の手数料入金確認漏れ</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手書き納付書の連番管理不徹底等</li> <li>・任意団体における会計規程の未整備</li> </ul> <p>ウ 支出事務8件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務手当の支給誤り</li> </ul> <p>エ 契約事務9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の設定誤り</li> <li>・安易な分割発注</li> </ul> <p>オ 指定管理事務1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託承認の手続漏れ</li> </ul> <p>カ 補助金・負担金の事務6件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費の調査不足</li> <li>・専決区分誤り</li> </ul> <p>キ 財産管理事務10件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等の算定誤り</li> <li>・使用許可手続の遅延</li> </ul>

● 令和4年度 第3期（財務等監査・行政監査）

項目	概要
監査対象	文化スポーツ部、環境部、水道局及び各業務の関係部署
対象事務	令和4年4月から令和4年10月末までの期間に執行された財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期	令和4年11月11日～令和5年3月23日

監 査 結 果	指摘 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知書等への公印の押印を廃止していたもの（環境部 廃棄物対策課）</li> </ul>
	注意 事項	<p>【26件】</p> <p>ア 収入事務 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決区分誤り</li> <li>・加入金の調定及び徴収誤り</li> </ul> <p>イ 現金取扱事務 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切なつり銭管理</li> <li>・任意団体における会計規程の未整備</li> </ul> <p>ウ 支出事務 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金等の支払遅延</li> </ul> <p>エ 契約事務 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の記載内容不備</li> <li>・再委託承認通知漏れ</li> </ul> <p>オ 補助金・負担金の事務 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額確定前の支出手続</li> </ul> <p>カ 財産管理事務 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の調定遅延</li> <li>・専決区分誤り</li> </ul>

## (2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

建築工事、土木工事とも 2 年で一巡するよう、工事を所管又は工事に関係する所属を対象に、年間 2 期の監査を実施しています。

### ● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾函書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

### ● 令和 4 年度 第 1 期（工事監査）

項目	概要
監査対象	農林水産部（農村整備・水産振興課）、北区役所（産業振興課、建設課）、中央区役所（建設課）、江南区役所（産業振興課、建設課）、南区役所（産業振興課、建設課）、西蒲区役所（建設課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	① 農林水産部 農村整備・水産振興課 ・令和 3 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 ② 北区役所建設課、中央区役所建設課、江南区役所産業振興課、同建設課、南区役所産業振興課、同建設課、西蒲区役所建設課 ・令和 3 年度に契約した当初設計金額 250 万円を超える工事 ただし、江南区役所産業振興課、南区役所産業振興課は令和 3 年度に 250 万円を超える工事が無かったことから、令和 2 年度に契約した工事を対象とした。

		また、北区役所産業振興課は令和 2 年度、3 年度に対象工事が無かった。
実施時期		令和 4 年 3 月 15 日～令和 4 年 10 月 28 日
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>ア 設計に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの</li> <li>・ 排水管の使用材料を誤っていたもの</li> </ul> <p>イ 積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水管設置工の積算を誤っていたもの</li> <li>・ 仮設工の賃料期間を誤っていたもの</li> <li>・ 建設発生土の変更設計を怠っていたもの</li> <li>・ 建設発生土の受入費の設計単価を誤っていたもの</li> <li>・ 施工地域区分の設定を誤っていたもの</li> <li>・ 側溝清掃工の変更設計の積算を誤っていたもの</li> <li>・ 契約保証に係る一般管理費等の補正を誤っていたもの</li> <li>・ 労務単価の冬期補正を誤っていたもの</li> <li>・ 遊具設置工等の施工歩掛決定方法を誤っていたもの</li> <li>・ 管理費区分の設定を誤っていたもの</li> </ul> <p>ウ 監理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事打合簿での協議を怠っていたもの</li> <li>・ 路床改良における六価クロム溶出試験を怠っていたもの</li> </ul>

● 令和 4 年度 第 2 期（工事監査）

項目	概要
監査対象	教育委員会事務局（施設課）、水道局経営企画部（計画整備課）、水道局総務部（総務課）、水道局技術部（管路課、浄水課、水質管理課、中央事業所工務課、中央事業所維持管理課、中央事業所北営業所、中央事業所西蒲営業所、秋葉事業所工務課）、監査実施工事の関係部署
対象工事	<p>① 教育委員会事務局 施設課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度に契約した建築部旧公共建築第 2 課が担当した学校関連工事で、当初設計金額 1,000 万円を超える工事</li> </ul> <p>② 水道局 全対象部署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事</li> </ul>
実施時期	令和 4 年 9 月 12 日～令和 5 年 3 月 23 日

監 査 結 果	指摘 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設整備工事にかかる間接工事費の工種区分を誤って積算していたもの（水道局経営企画部計画整備課）</li> </ul>
	注意 事項	<p>ア 設計に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更設計図書に必要な図面の添付がなかったもの</li> <li>・施工時間帯に関して、工事発注前の関係者協議を怠っていたもの</li> </ul> <p>イ 積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の算定において同一部材が二重計上されていたもの</li> <li>・仮設鋼矢板の積算を誤っていたもの</li> <li>・間接工事費等の対象金額を誤っていたもの</li> <li>・工事補償費の積算を誤っていたもの</li> </ul> <p>ウ 監理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事打合簿での協議を怠っていたもの</li> <li>・工事と無関係の一般廃棄物の運搬・処分を工事で行っていたもの</li> <li>・現場環境改善費実施要領の運用を誤っていたもの</li> </ul>

## 2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

### ● 監査の着眼点（各期共通）

① 対象団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</li> <li>・ 経営成績及び財政状態は良好か。</li> <li>・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。</li> <li>・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。</li> <li>・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。</li> <li>・ 自立的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。</li> </ul>
② 所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。</li> <li>・ 対象団体と行政の役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。</li> </ul>

### ● 令和4年度 その1（出資団体監査）

項目	概要
監査対象	① 対象団体 公益財団法人新潟観光コンベンション協会（出資団体） ② 所管課 観光・国際交流部観光政策課
対象事務	令和3年4月から令和4年3月までに執行された事務事業
実施時期	令和4年7月28日～令和4年12月27日
監査結果	指摘事項 ・ 新潟市観光情報館（時の旅人館）が観光及びコンベンション事業に有効活用されておらず、当該施設の管理運営費に本市からの補助金が充てられているもの（所管課・団体）
	注意事項 ア 現金出納帳が未整備だったもの（団体） イ 領収証書の取扱いが不適切だったもの（団体） ウ 期末手当等にかかる賞与引当金が未計上だったもの（団体）
	意見概要 協会は、本市及び周辺地域の観光とコンベンションの振興による地域経済の活性化と文化の向上を目的として活動している団体であり、プロ



	<p>パー職員のほか、本市職員や観光関連企業等からの派遣職員が在籍する官民連携組織である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う、国内における外出制限や各種イベントの中止・延期に加え、観光目的の入国者の受入停止などにより、本市においても令和 2 年度以降の観光入込客数やコンベンション開催実績は大きく減少した。このような状況の中、協会の業務は質的变化が求められ、観光事業においては、選ばれる観光地を目指して観光関連事業者の研鑽や受入体制の充実を図ってきた。加えて、インバウンド再開を見据え、オンラインを活用した誘致活動を積極的に実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響が続く厳しい状況においても、観光客とコンベンション開催の回復に向け、観光産業の変化に対応した事業を迅速に行ってきたといえる。</p> <p>観光客については、今年度実施された国による全国旅行支援などにより、国内の観光需要が喚起されつつあり、水際対策緩和によって、今後多くの外国人観光客が来日することも見込まれる。また、コンベンション開催については、オンラインでの開催も行われる一方で、スポーツ関連の大会やイベントを中心に現地での開催も徐々に戻りつつあり、本市で開催されるG7 サミット財務大臣・中央銀行総裁会議や佐渡金銀山の世界文化遺産登録などは本市を広くアピールできる絶好の機会である。この機を逃さず、本市及び周辺自治体、観光業界関係者等と連携し、積極的な誘致活動等を行い、引き続き、交流人口の拡大による地域経済の活性化及び文化の向上に貢献するよう望むものである。</p>
--	--

● 令和 4 年度 その 2 (出資団体監査)

項目	概要
監査対象	① 対象団体 公益財団法人會津八一記念館（出資団体） ② 所管課 文化スポーツ部文化政策課
対象事務	令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までに執行された事務事業
実施時期	令和 4 年 12 月 6 日～令和 5 年 3 月 30 日
監査	指摘事項 該当なし
結果	注意事項 ア 切手及び駐車券の管理が不適切だったもの（団体） イ 会計規程に定める収入及び支出の手続によらず予算執行していたもの（団体） ウ 時間外勤務票の決裁が行われていなかったもの（団体） エ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上（団体） オ 清掃業務の再々委託が行われており、それについて所管課が把握し

	ていなかったもの（所管課・団体） カ 収蔵品の備品登録が漏れていたもの（所管課）
意見 概要	<p>財団は、記念館の管理運営をはじめ、會津ハ一の作品資料や人物について日々研究を行い、年 4 回の展示会を開催しているほか、著名人による講演会や、會津ハ一の短歌を題材とする写真コンテストなど、その功績を顕彰する活動を継続的に実施しており、記念館の年間観覧者数は概ね 7,000 人台で横ばいに推移してきた。</p> <p>しかし、観覧者アンケート回答者の年齢層を見ると、平成 27 年度から令和 3 年度までの間に、50 歳以上の割合が 7 割から 8 割程度に上昇していることから、観覧者の高齢化が進行し、若年層の観覧者数が減少していることが推測できる。この傾向が続き、若年層の来館が増加できなければ、現在横ばいで推移している観覧者数は、将来的には減少の一途をたどるおそれがある。</p> <p>一方、同アンケートでは、住所が市外・県外である回答者の割合が 4 割から 5 割程度あり、県外だけでも 2 割程度を占めている。市外・県外にも會津ハ一へ関心を持つ人が相当数いることが推測でき、全国において會津ハ一への関心を広げることが期待できる。</p> <p>これらのことから、若年層へのアプローチを始めとした市内での普及活動に加え、市外・県外に向けた情報発信の強化が課題であり、彼らの関心を引き、来館につなげることで會津ハ一の業績を後世に継承することができるものと考えられる。</p> <p>財団及び文化政策課は、時代の変化に合わせた有効な普及手段を模索するとともに、市内外の関係機関・関係団体と積極的に連携を図り、今を生きている人々に會津ハ一の業績を広く伝え、将来にわたって本市の名誉市民である會津ハ一が親しまれる郷土新潟の文化振興と、縁のある都市との文化交流を通じた交流人口の拡大に寄与していくことを望むものである。</p>

### 3. 令和3年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算執行が適正かつ効率的、効果的に行われているかなどについて審査を行っています。

#### (1) 一般・特別会計

##### ● 審査の着眼点

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 決算書類の計数は正確か。
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか。

##### ● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。

予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

##### ● 決算の概要

###### ○ 決算総括表

(単位:千円)

区分	3年度			2年度比 増減(計)
	計	一般会計	特別会計	
歳入決算額 A	696,880,517	449,048,990	247,831,527	△33,717,582
歳出決算額 B	683,681,601	438,419,076	245,262,525	△39,003,243
形式収支 <sup>(4)</sup> C=A-B	13,198,916	10,629,914	2,569,002	5,285,661
繰越すべき財源 D	3,724,750	3,724,750	0	716,216
実質収支 <sup>(5)</sup> E=C-D	9,474,166	6,905,164	2,569,002	4,569,445
前年度実質収支 F	4,904,721	3,003,245	1,901,477	△318,753
単年度収支 G=E-F	4,569,444	3,901,919	667,526	4,888,197
積立金 H	5,954,219	5,751,413	202,807	5,953,820
積立金取崩し額 I	9,312	0	9,312	△1,056,267
実質単年度収支 J=G+H-I	10,514,352	9,653,331	861,020	11,898,285

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 普通会計<sup>(6)</sup>収支状況

(単位:百万円)

区 分	3年度	2年度	3-2 増減
形式収支 A	11,291	6,578	4,713
翌年度繰越財源 B	3,725	3,009	716
実質収支 C=A-B	7,566	3,570	3,996
前年度実質収支 D	3,570	3,941	△371
単年度収支 E=C-D	3,996	△371	4,367
基金積立 F	5,751	0	5,751
繰上償還金 G	0	0	0
基金取崩し H	0	1,025	△1,025
実質単年度収支 I=E+F+G-H	9,747	△1,396	11,143

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## ○ 主な基金現在高

(単位:千円)

区 分	3年度末	2年度末	3-2 増減
財政調整基金	9,238,893	3,487,480	5,751,413
市債管理基金	35,576	34,409	1,167
都市整備基金	1,505,697	1,505,572	125

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

※市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

## ○ 市債現在高

(単位:千円)

区 分	3年度末	2年度末	3-2 増減
一般会計	638,216,126	639,931,893	△1,715,767
特別会計	7,168,987	7,767,853	△598,866
合 計	645,385,113	647,699,746	△2,314,633

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## ○ 財政指標

区 分	単位	3年度	2年度	3-2 増減
実質収支比率 <sup>(7)</sup>	%	3.1	1.5	1.6
財政力指数 <sup>(8)</sup>	-	0.676	0.696	△0.020
経常収支比率 <sup>(9)</sup>	%	92.3	94.7	△2.4
義務的経費比率 <sup>(10)</sup>	%	55.6	45.5	10.1
人口 <sup>(11)</sup> 当たり地方債現在高	円	818,765	815,297	3,468
人口 <sup>(11)</sup> 当たり基金現在高	円	14,353	6,939	7,414

## ● 審査意見（各論）

### 1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 337 億円減の 6,969 億円、歳出が前年度比 390 億円減の 6,837 億円となった。

一般会計の決算総額は、前年度の特別定額給付金や異常降雪に伴う除排雪経費などが減少したため、歳入が国庫支出金の減などにより前年度比 404 億円減の 4,490 億円、歳出が補助費等や維持補修費の減などにより 450 億円減の 4,384 億円となり、形式収支は 106.3 億円、実質収支は 69.1 億円となった。

【表 1 一般会計決算収支の状況】

（単位：千円・％）

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
予 算 現 額	490,398,263	529,951,721	△ 39,553,458	△ 7.5
歳 入 決 算 額 A	449,048,990	489,466,481	△ 40,417,491	△ 8.3
歳 出 決 算 額 B	438,419,076	483,454,703	△ 45,035,627	△ 9.3
形 式 収 支 C=A-B	10,629,914	6,011,779	4,618,135	76.8
翌年度へ繰り越すべき財源 D	3,724,750	3,008,534	716,216	23.8
実 質 収 支 E=C-D	6,905,164	3,003,245	3,901,919	129.9
前 年 度 実 質 収 支 F	3,003,245	3,440,593	△ 437,348	△ 12.7
単 年 度 収 支 G=E-F	3,901,919	△ 437,348	4,339,267	—
積 立 金 H	5,751,413	214	5,751,199	2,687,476.2
積立金取崩し額 I	0	1,025,419	△ 1,025,419	皆減
繰上償還金 J	0	0	0	—
実質単年度収支 G+H-I+J	9,653,331	△ 1,462,553	11,115,884	—

### 2 歳入状況（一般会計）

一般会計の歳入全体では、前年度比 404 億円減の 4,490 億円となった。

一般財源では、市税が減少したものの、国税収入の補正等に伴う追加交付による地方交付税の増、消費の拡大に伴う地方消費税交付金の増などにより、前年度比 130 億円の増となった。

また、一般財源以外では、時短営業などに応じた事業者に対する感染症拡大防止協力金に対する補助金など県支出金が増加したものの、特別定額給付金に対する補助金が皆減となったことなどによる国庫支出金の大幅な減などにより、534 億円の減となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位：百万円)

区分	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3年度	前年増減
市 税	118,175	118,993	120,964	120,133	119,621	120,943	133,105	136,102	133,682	132,094	△ 1,588
個人市民税	39,126	39,367	39,609	40,175	40,541	41,542	53,753	56,017	55,527	55,097	△ 430
固定資産税 都市計画税	55,229	55,460	56,440	55,949	56,344	56,933	56,495	57,153	57,512	55,846	△ 1,666
地方交付税	45,454	42,593	41,112	41,235	40,248	53,540	53,773	57,230	59,758	69,967	10,209
地方消費税交付金	7,969	7,901	9,559	15,224	13,812	14,357	15,249	14,700	17,921	19,502	1,581
一般財源計	182,662	180,879	182,388	187,447	183,589	213,156	215,321	220,475	223,174	236,124	12,950
国庫支出金	46,037	54,226	53,854	54,802	54,853	67,816	62,806	66,341	161,327	106,153	△ 55,174
県 支 出 金	12,544	13,384	13,026	15,440	18,305	18,770	17,900	19,875	20,115	27,984	7,869
地 方 債	61,201	68,718	65,102	54,666	51,370	61,057	52,282	57,506	50,638	43,730	△ 6,908
一般財源以外計	174,855	189,941	191,818	173,194	171,950	193,245	169,668	180,162	266,292	212,925	△ 53,367
歳 入 合 計	357,517	370,819	374,207	360,640	355,539	406,401	384,989	400,637	489,466	449,049	△ 40,417

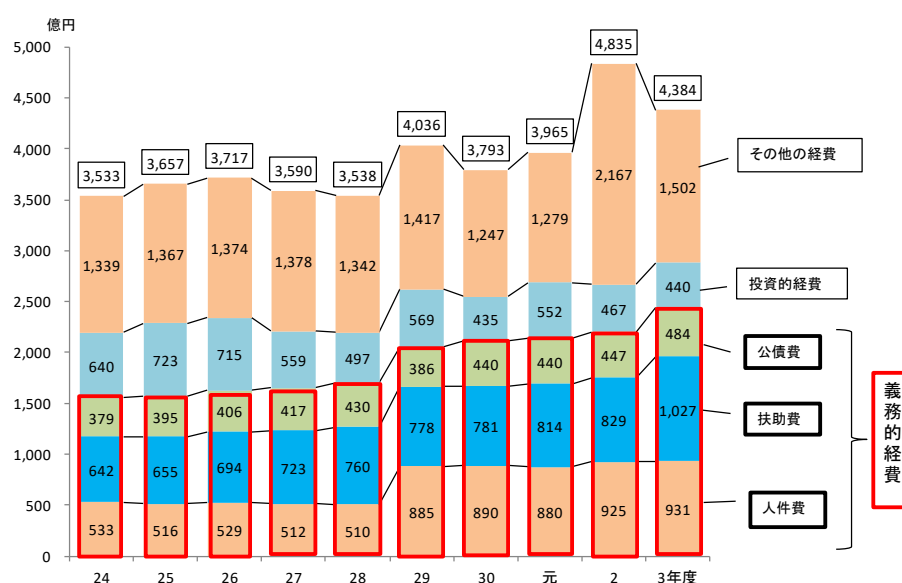
### 3 歳出状況（一般会計）

一般会計の歳出全体では、前年度比 450 億円減の 4,384 億円となった。

義務的経費では、子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金などにより前年度比 241 億円の増、投資的経費では、北区役所新庁舎整備や湯東小学校移転改築の完了などにより 27 億円の減、その他の経費では、特別定額給付金や除排雪経費の減少などにより 665 億円の大幅な減となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて 11.0 ポイント上昇の 55.7%となったが、これは、臨時的な扶助費が増加したことに加え、歳出全体が大幅に減少したことで、義務的経費の割合が相対的に上昇したことによるものである。

【図1 性質別歳出額の推移】



#### 4 財政状況（健全化判断比率）

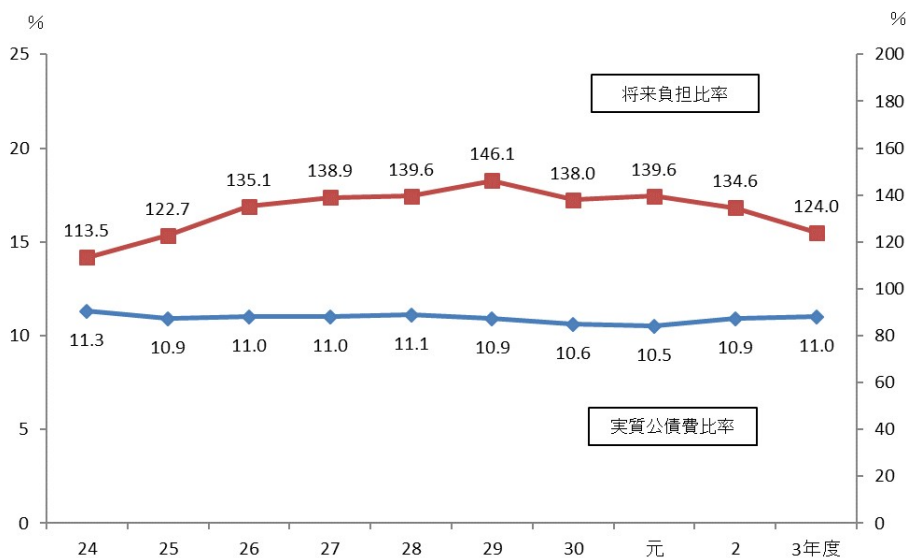
地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標が定められている。

当年度の「実質赤字比率」<sup>(12)</sup>と「連結実質赤字比率」<sup>(13)</sup>は、赤字が発生していないため算定されていない。

「実質公債費比率」<sup>(14)</sup>は11.0%で、前年度に比べて0.1ポイント上昇し、数値は悪化している。「将来負担比率」<sup>(15)</sup>は124.0%で、前年度に比べて10.6ポイント低下し、数値は良化している。

なお、いずれの数値も、本市に適用される早期健全化基準<sup>(16)</sup>を下回っている。

【図2 健全化判断比率の推移】



区分	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	11.25
連結実質赤字比率	16.25
実質公債費比率	25.0
将来負担比率	400.0

<参考：政令市比較（令和2年度）>

順位	財政力指数		順位	経常収支比率(%)		順位	実質公債費比率(%)		順位	将来負担比率(%)	
	新潟市令和3年度	0.676		新潟市令和3年度	92.3		新潟市令和3年度	11.0		新潟市令和3年度	124.0
1	川崎市	1.03	1	岡山市	90.6	1	札幌市	2.6	1	浜松市	0.0
2	名古屋市	0.99	2	熊本市	91.0		相模原市	2.6		岡山市	0.0
3	さいたま市	0.98	3	浜松市	92.5	3	大阪市	2.7	3	堺市	5.0
4	横浜市	0.97	4	福岡市	93.8	4	神戸市	4.3	4	大阪市	5.3
5	大阪市	0.94	5	大阪市	94.3	5	浜松市	5.1	5	相模原市	23.9
6	千葉市	0.93	6	静岡市	94.6	6	岡山市	5.4	6	さいたま市	28.2
7	仙台市	0.91	7	新潟市	94.7	7	さいたま市	5.8	7	札幌市	43.0
8	静岡市	0.89	8	札幌市	97.1		堺市	5.8	8	静岡市	48.8
	福岡市	0.89	9	さいたま市	97.3	9	熊本市	6.0	9	神戸市	61.6
10	相模原市	0.88	10	川崎市	97.5	10	仙台市	6.1	10	仙台市	71.2
11	浜松市	0.87	11	広島市	97.6	11	静岡市	6.5	11	名古屋市	104.4
12	広島市	0.83	12	千葉市	97.8	12	名古屋市	7.9	12	福岡市	107.1
13	京都市	0.81	13	相模原市	98.2	13	川崎市	8.2	13	熊本市	121.9
	堺市	0.81	14	仙台市	98.5	14	福岡市	9.7	14	川崎市	122.0
15	神戸市	0.79	15	神戸市	99.0	15	横浜市	10.5	15	千葉市	128.8
	岡山市	0.79	16	北九州市	99.4	16	北九州市	10.6	16	新潟市	134.6
17	札幌市	0.74	17	名古屋市	99.7	17	新潟市	10.9	17	横浜市	137.4
18	北九州市	0.71		京都市	99.7	18	京都市	11.4	18	北九州市	161.6
	熊本市	0.71	19	横浜市	100.5	19	広島市	11.7	19	広島市	174.7
20	新潟市	0.69	20	堺市	100.8	20	千葉市	11.8	20	京都市	193.4

順位	有形固定資産 減価償却率(%) <sup>(17)</sup>		順位	純資産比率(%) <sup>(18)</sup>		順位	受益者負担比率(%) <sup>(19)</sup>	
1	横浜市	55.4	1	大阪市	81.8	1	大阪市	8.1
2	新潟市	58.4	2	相模原市	81.3	2	浜松市	6.1
3	大阪市	59.1	3	浜松市	74.7	3	静岡市	5.7
4	熊本市	60.0	4	横浜市	69.3	4	名古屋市	5.6
5	福岡市	60.4	5	静岡市	69.1		福岡市	5.6
6	さいたま市	60.7	6	堺市	68.3	6	千葉市	5.5
7	仙台市	61.3	7	さいたま市	66.4	7	仙台市	5.4
	川崎市	61.3	8	川崎市	64.4		北九州市	5.4
	政令市平均	64.6	9	神戸市	62.0	9	神戸市	5.3
9	堺市	64.8	10	千葉市	61.9	10	川崎市	4.7
10	岡山市	65.3		政令市平均	57.2		政令市平均	4.4
11	京都市	65.5	11	京都市	53.7	11	横浜市	4.0
12	広島市	67.4	12	北九州市	51.7	12	京都市	3.9
	相模原市	67.4	13	福岡市	51.5	13	札幌市	3.8
14	浜松市	68.1	14	名古屋市	50.6	14	さいたま市	3.2
15	静岡市	68.2	15	岡山市	50.3	15	熊本市	3.1
16	神戸市	68.7	16	札幌市	45.8	16	広島市	2.9
17	札幌市	69.2	17	新潟市	40.7	17	相模原市	2.6
18	北九州市	69.5	18	仙台市	38.1	18	岡山市	2.5
19	名古屋市	70.1	19	広島市	33.1	19	新潟市	2.4
20	千葉市	71.2	20	熊本市	28.4		堺市	2.4



## ● 審査意見（まとめ）

### （１）令和３年度を振り返って

#### ア 令和３年度予算について

一般会計当初予算は、感染拡大防止対策を着実にしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた経済社会を再興し、人口減少への対応や拠点性の向上などの重要課題への取組と、集中改革の推進による持続可能な行財政運営を両立し、「選ばれる都市 新潟市」の実現を目指すという方針の下で編成された。その後も感染の拡大は収まらず、感染拡大防止対策に加え困窮する市民や事業者への対策など、総額で 716 億円にのぼる補正予算が計上されることとなった。

#### イ 令和３年度決算について

一般会計決算は、歳入が 4,490 億円、歳出が 4,384 億円となり、前年度に続き規模の大きな決算となった。歳出では、新型コロナウイルス感染症への対応に要する臨時的な支出が大きくなり、歳入についても、新型コロナウイルス感染症関連の支出に対する国庫支出金などの臨時的な特定財源が大きくなった。また、一般財源については、当初の見込みより景気が上向いたことなどにより地方交付税や地方消費税交付金が前年度に比べ増加したことに加え、旧小針野球場や旧白山浦庁舎などの売払に伴う臨時的な収入などもあって、前年度に比べ増加することとなった。

その結果、実質収支で 69 億円、実質単年度収支で 96 億円の黒字となったことなどから、令和 3 年度決算は総じて良好な決算だったといえる。先の読めない不安定な社会情勢のもと、国からの交付金を積極的に活用するとともに、遊休資産の売却を推し進めて 57 億円を基金に積み増し、主要 3 基金の残高が目標を超え 100 億円に達したことは一定の評価に値する。しかし、当年度の決算は新型コロナウイルス禍における特殊な決算ともいえ、本市を取り巻く現下の情勢や今後の見通しは依然厳しいことを踏まえれば、この結果を今後どう活かしていくかが重要といえよう。

### （２）「選ばれる都市 新潟市」の実現に向けて

#### ア 新型ウイルス禍や物価上昇など喫緊の課題に対し速やかな対応を

本市で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されてから既に 2 年以上過ぎたが、未だその収束は見通せない状況が続いており、ワクチン接種を推進するなど、引き続き感染拡大防止を図るとともに、大きな影響を受けている経済社会の再興に向け取り組まなければならない。

しかし、この状況に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や急激に進んだ円安などに伴う、エネルギーをはじめとした物価の上昇はあらゆる分野に影響を与えており、新型ウイルス禍からの回復に向けた動きに悪影響を及ぼすとともに長期化

することも懸念され、予断を許さない状況が続いている。

そのため、このような社会情勢の急激な変化に対しては、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、可能な限り国や県からの財源を有効に活用しつつも、必要に応じて本市独自の財源も使用するなど、迅速かつ的確な対応が求められる。

#### イ 少子高齢化や人口減少を見据えた持続可能な財政基盤の構築を

我が国における少子高齢化が問題となって久しいが、2025年（令和7年）には全ての団塊世代が75歳以上の後期高齢者となることで、医療や介護などの社会保障費が急増する、いわゆる「2025年問題」も今後の課題として挙げられる。本市においても、全国的な状況と同様に同世代の人口は非常に多く、2025年以降も後期高齢者人口は増加していくことが見込まれている。また、65歳以上の高齢者人口についても2040年（令和22年）頃まで増加し続け、2045年（令和27年）には高齢化率が38.6%にまで達することが推計されており、社会保障費をはじめとした財政需要の増大が見込まれる。一方、少子化に伴う生産年齢人口の減少は、税収の減少にもつながるおそれがあり、本市の財政状況は歳入歳出の両面で今後厳しくなっていくことが予想される。

加えて、本市は保有する財産についても課題がある。本市の公共施設は昭和50年代に建設されたものが多く、老朽化による修繕費等の増大が見込まれている。本市の市民1人当たり公共施設保有面積は政令市の中で最も大きく、人口減少が進む中で全てを維持していくことは困難といえる。そのため、公共施設の再編については「新潟市財産経営推進計画」に基づき、引き続き地域住民との丁寧な対話を通じ、サービス機能を可能な限り維持しつつも、着実に進めていかなければならない。

以上のとおり、本市の行財政運営は、現下の課題に対応しながら将来に向けた課題にも対応しなければならず、依然として難しい舵取りが求められることとなる。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、短期的な歳入歳出両面の強化だけでなく、財産経営も含めた中長期的な視点に基づく取組が必要となってくる。そのためにも、これまで取り組んできた歩みを止めることなく、持続可能な財政基盤を構築し、それを土台として効果的な施策を展開していくことで、本市が内外から「選ばれる都市」となるよう期待するものである。

## (2) 公営企業会計

### ● 審査の着眼点

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか。
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。

### ● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務の執行についてはおおむね適正であると認めた。

### ● 各企業別の審査内容

#### 【下水道事業会計】

#### ○ 経営成績

区 分	3年度末現在高	2年度末現在高	3 - 2 増減
総収益(千円)	30,899,163	30,665,952	233,211
総費用(千円)	29,905,101	30,343,489	△438,388
純利益(千円)	994,061	322,462	671,599
営業収支比率(%)	81.6	81.0	0.6
経常収支比率(%)	103.3	101.0	2.3

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

#### ○ 審査意見

##### 【経営状況】

当年度の経営成績は、純利益が 9 億 9,406 万円となり、前年度に比べ 6 億 7,159 万円の大幅な増益となった。これは、雨水処理に係る施設や分流式下水道等に要する経費が増加したことなどに伴い、一般会計からの繰入金が増加したことや、営業外費用の支払利息等が減少したことなどが主な要因である。

本業の営業損益では、年間有収水量の減少に伴い、下水道使用料が前年度に比べ 973 万円減少したものの、減少幅が僅かであることや、例年に比べて大規模修繕工事の件数が少なく、工事請負費が 2 億 488 万円減少したことなどにより、前年度に比べ 1 億 5,884 万円赤字が縮小した。

#### 【今後の課題】

当年度には、汚水処理施設未普及地域の早期解消と、将来においても健全で安定した汚水処理運営を図るため、下水道整備区域の見直しと、環境部による新たな浄化槽設置補助制度の2つの取組を実施した。下水道中心の整備から、地域の実情に応じた総合的な汚水処理施設整備への推進に方向転換したことにより、下水道施設整備にかかる費用や期間の大幅な縮減が見込まれている。しかし、今後は、昭和42年度に供用開始された船見下水処理場の全面改築を始めとする老朽化施設の改築費用の増加が見込まれていることに加え、現在も不安定な社会情勢の影響に伴い工事費や燃料価格が高騰するなど、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、近年の下水道使用料が人口減少や節水機器の普及などにより減少傾向にある中、下水道接続率は政令市平均と比べて低い水準にあることから、前年度に設置された普及推進室を中心に、より一層効果的な接続促進に取り組むなど、安定した収益を確保する必要がある。

先に述べた厳しい経営環境に対応するためにも、引き続き第二次中期ビジョンに沿った取組を着実に実施し、費用と収益の両面からの経営改善を推進することで、持続可能な下水道事業の運営に努めていかなければならない。

さらに、雨水処理については、近年増加している集中豪雨は全国各地で甚大な被害をもたらし、その頻度は地球温暖化の進行に伴い増していくことが予測されていることから、市民の安心・安全な暮らしを守るため、着実に整備を進めなければならない。雨水処理にかかる費用は公費負担が原則であるため、一般会計の財政状況を注視しつつ、緊急度が高い地域を優先するなど、計画的かつ効率的に整備をする必要がある。

人口減少などに伴う下水道使用料の減少や、施設の老朽化に対応する維持管理費の増大などが確実に見込まれ、下水道事業を取り巻く環境は中長期的には厳しい状況となることが予測される。安定した下水道事業を運営していくためには、第二次中期ビジョンの各種施策を実施するにあたり、事業の検証や見直しを行い、その効果を見極めていかなければならない。さらに、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、公費と私費それぞれ異なる財源の見通しをより正確に分析することで、財源を有効に活用するとともに、不断の経営改善に取り組み、健全な経営基盤の確保を求めるものである。

## 【水道事業会計】

### ○ 経営成績

区 分	3年度末現在高	2年度末現在高	3-2 増減
総収益(千円)	15,861,145	16,261,720	△400,575
総費用(千円)	14,427,549	14,696,348	△268,799
純利益(千円)	1,433,596	1,565,371	△131,775
営業収支比率(%)	104.9	106.0	△1.1
経常収支比率(%)	110.4	110.3	0.1

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### ○ 審査意見

#### 【経営状況及び財政状態】

当年度の経営状況は、経常損益が前年度に比べ 1,619 万円の増益となったものの、純利益は前年度に比べ 1 億 3,177 万円の減益となり、14 億 3,359 万円となった。これは特別利益の浄水汚泥等対策に係る賠償金について、放射能濃度 100Bq/kg以下の汚泥の処分費用が継続協議となり、大きく減少したことが主な要因である。

内部留保資金は、前年度に比べ約 3 億円減少し、69 億 3,630 万円となったが、後期実施計画に比べ約 13 億円上回った。しかし、給水収益の減少により営業損益の黒字幅は減少傾向であることに加え、当年度から着手した青山浄水場等の設備投資が必要であることから、今後も内部留保資金は減少し続ける見込みであり、次期マスタープラン期間内に資金不足となることが懸念される。

#### 【今後の課題】

給水人口の減少や節水機器の普及などの要因により、給水収益は減少傾向にある。一方、費用面においては、1970 年代から 1980 年代に建設された老朽化の進む浄配水施設の耐震化や設備等の更新が進められており、当年度は青山浄水場施設整備に着手し、順次他施設の更新事業が予定されている。また、同時期に集中的に布設された老朽管についても更新や耐震化を進めなければならず、これらの設備投資に伴う減価償却費は増加傾向にあり、この傾向は今後も続くものと考えられる。

さらに、不安定な社会情勢の影響に伴う工事費や燃料価格の高騰といった新たな問題も生じていることから、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増している。このような変化に柔軟に対応していくため、前年度に策定した「新潟市水道施設整備長期構想 2020」に基づいた浄配水施設能力の適正化や計画的な施設更新など、将来を見据えた事業運営に取り組むとともに、より一層の業務効率化など経営の最適化に努め、次世代へとつなぐ、健全な経営基盤を確保する必要がある。

水道事業は、市民生活や企業活動における重要なライフラインである。当年度に青山浄水場で立て続けに発生した断水事故は日常生活に多大な影響を及ぼしたが、再びこのような事態を招くことのないよう、施設の更新需要への対応に加え、リスク管理や緊急時の体制強化などに努め、安定した水の供給が維持されるよう強靱な水道システムを構築し、引き続き新・マスタープランの基本理念である「すべてのお客さまに信頼される水道」の実現を求めるものである。

## 【病院事業会計】

### ○ 経営成績

区 分	3年度末現在高	2年度末現在高	3 - 2 増減
総収益(千円)	26,029,504	25,788,029	241,475
総費用(千円)	26,570,259	26,618,366	△48,107
純利益(千円)	△540,755	△830,337	289,582
医業収支比率(%)	82.6	81.5	1.1
経常収支比率(%)	98.0	96.8	1.2

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

### ○ 審査意見

#### 【経営状況】

当年度は、純損失として5億4,075万円を計上し、前年度より2億8,958万円赤字が縮小した。本業である医業損益においても、前年度より2億293万円赤字が縮小したことで、医業収支比率は1.1ポイント上昇して82.6%となり、9期ぶりに好転した。

医業収益のうち入院収益では、全体の入院延患者数が増加したことや、新型コロナウイルス感染症患者への対応のため軽症患者の入院抑制を行った結果、重症患者の割合が増加したことなどにより、入院単価が上昇したことが増収につながった。さらに、外来収益においても、延患者数や診療単価の高い化学療法の件数が増加したことなどが増収につながり、医業収益全体では前年度に比べ5億5,031万円増加した。一方、医業費用では、抗がん剤等の高額な医薬品の購入量の増加などにより材料費が2億7,582万円、施設管理にかかる委託料の増加などにより経費が1億5,409万円それぞれ増加し、医業費用全体では前年度に比べ3億4,737万円増加した。

また、経常損益は前年度より3億257万円赤字が縮小した。主な要因は、医業損益における赤字の縮小に加え、医業外収益のうち、新型コロナウイルス感染症等にかかる国・県等からの補助金が1億6,833万円増加したことによるものである。

#### 【今後の課題】

本市で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認された令和元年度末以降、今なお新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続いており、当年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、例年とは異なる決算となった。経営成績は前年度に比べ改善したものの、未だその影響が続いていることや、内部留保資金が平成 29 年度以降は年々減少していることを踏まえれば、市民病院が置かれた状況は決して楽観できるものではない。

このような状況の下、当年度は令和 4 年度からの 5 カ年計画である「新潟市民病院中期計画」を策定し、この期間中に重症患者の受入れに必要な医療提供体制を強化することとしている。令和 4 年 6 月には ICU を 4 床から 8 床へ増床したほか、令和 5 年度には ICU 及び新生児 GCU の人員体制の増強、令和 6 年度にはハイブリッド手術室の整備を予定している。これらの医療提供体制の強化は、高度かつ専門的な救急医療を提供する市民病院の医療の質を向上させるとともに、診療報酬上の加算の取得や新規患者数・手術数の増加による経営の強化にもつながることから、こうした施策を着実に実施し、安定した経営基盤の構築に努めていくことは必要なことである。

また、平成 28 年 1 月に発生した後期研修医死亡にかかる損害賠償請求訴訟において、安全配慮義務違反があったとして、令和 4 年 3 月に新潟地方裁判所より損害賠償金の支払を命じられた。市民病院は、平成 29 年度に新潟労働基準監督署より時間外労働にかかる是正勧告を受けた後、緊急対応宣言に基づく職員の働き方改革として、外来機能の見直しや三次救急へのシフト、勤務体制の見直しに積極的に取り組んできたことから、医師の時間外労働は緊急対応宣言前に比べ大幅に改善されている。令和 6 年 4 月には改正労働基準法が施行され、医師にも新たな時間外労働の上限規制が適用される。市民病院は、国が将来に向けて全医師への適用を目標としている「月 100 時間未満、年 960 時間以下」を施行当初から目指すとしており、医師の負担を軽減し、医療の質や安全を確保するため、引き続き適正な労働時間の管理に努められたい。

新型コロナウイルス感染症はいまだ先行きが不透明な状況であり、市民病院は重点医療機関として感染の再拡大にしっかりと対応していく必要がある。加えて、全ての団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には医療の需要が高まり、重症患者の増加も懸念されている。こうした状況を見据え、地域の医療機関との役割分担・連携をより一層進め、市民病院が高度急性期・急性期医療を担う新潟医療圏の基幹病院として、重症・専門・救急を中心とした質の高い医療を提供するという重要な役割を果たすため、今後も必要な医療提供体制の強化による持続可能な健全経営と、職員が安心して働ける環境の確保の両立を求めるものである。

## 4. 令和3年度 基金運用状況審査

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

### ● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

### ● 審査の着眼点

- ① 各基金運用状況報告について、その計数が正確か。
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか。

### ● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

### ● 基金の運用状況

#### ① 美術資料取得基金

(単位:千円)

区 分	美術資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
3年度	259,268	0	0	259,268	40,732	300,000
2年度	259,268	0	0	259,268	40,732	300,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※3年度末における資料有高は絵画11点、版画4点、立体2点

#### ② 歴史資料及び文学資料取得基金

(単位:千円)

区 分	歴史・文学資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
3年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
2年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※3年度末における資料有高は文学資料1点



## 5. 令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査

市長からの審査依頼に基づき提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

### ● 審査の着眼点

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか。
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

### ● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

### ● 審査意見

当年度における実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は124.0%と、それぞれ早期健全化基準を下回った。

将来負担比率は前年度比10.6ポイントの大幅な良化となった。その主な要因は、当初の見込みより景気が上向いたことなどにより普通交付税が追加交付され、標準財政規模が増加したことに加え、旧小針野球場などの遊休資産売却を推し進め、その売却収入を財政調整基金に積み立てるなど、充当可能財源等が増加したことなどである。

しかし、この大幅な良化は新型コロナウイルス禍による特殊な決算が影響したものともいえる。今後は高齢化の進展による社会保障費などの財政需要の増大が見込まれる上に、少子化に伴う生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念され、財政状況は厳しくなっていくことが予想される。そのため、これらの課題に対応し、将来世代に過度な負担を強いることのないよう、引き続き、将来負担比率の着実な低減に取り組むことで、健全で持続可能な財政基盤の構築に努められたい。

○ 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率	— (—)	16.25%
実質公債費比率	11.0% (10.9%)	25.0%
将来負担比率	124.0% (134.6%)	400.0%

※「—」は黒字のため記載すべき比率無し。( )内は前年度比率。

○ 資金不足比率

区 分	資金不足比率	経営健全化基準 <sup>(20)</sup>
下水道事業会計	— (—)	20.0%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

※「—」は資金不足がないため記載すべき比率無し。( )内は前年度比率。

(参考) 各比率の算定対象となる会計

会計区分	比率算定の対象となる会計					
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
普通会計	一般会計(公営事業分除く)	○	○	○	○	
	土地取得事業会計	○	○	○	○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	○	○	○	○	
	公債管理事業会計	○	○	○	○	
公営事業会計	国民健康保険事業会計		○	○	○	
	介護保険事業会計		○	○	○	
	後期高齢者医療事業会計		○	○	○	
	中央卸売市場事業会計		○	○	○	○
	と畜場事業会計		○	○	○	○
	下水道事業会計		○	○	○	○
	水道事業会計		○	○	○	○
病院事業会計		○	○	○	○	
一部事務組合・広域連合			○	○		
地方公社・第三セクター等				○		

## 6. 令和3年度 内部統制評価報告書審査

全庁的な内部統制について、市長が設定した評価項目が合理的か、市長の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているかなどの検証を行うとともに、業務レベルの内部統制について、市長が方針に定めた内部統制対象事務が不足なく評価対象に含まれているか、市長による重点リスクの選定や対応策が合理的か、各部局での自己評価と内部統制評価部局の独立的評価を組み合わせる有効性の評価を実施しているかなどの検証を行います。

### ● 審査の結果

令和3年度新潟市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

なお、定期監査等において得られた知見を活用し、下記のとおり意見を付すので、今後の内部統制の整備及び運用において検討されたい。

### ● 審査意見

#### 1 定期監査の結果を活用した重点リスクの検討を

令和3年度の定期監査においては、4件の指摘事項をはじめ、多くの事務処理誤りが検出された。誤りの原因は多岐にわたるが、その中には、評価基準日までに対応策が整備されているため報告書に記載する必要はないものの、内部統制における整備上の不備により発生したといえる事例が存在した。

具体的には、事務処理を誤ることで、市や市民に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い業務について、リスクを十分に評価せず重点リスクとして選定しておらず、大幅な支払遅延などの重大な誤りが生じた事例があった。またその一方で、補助金の要件審査などにおいて、重点リスクとして選定し対応策を講じていたにもかかわらず、その対応策が十分ではなかった事例もあった。

各所属において年度当初のリスクの評価及び重点リスクの選定の際には、安易に前例踏襲することなく、あらためて個々の業務のリスクの大きさを評価した上で、重点リスクとすべきかどうか、他に重点リスクとすべきものがあるのかどうかを十分に検討する必要がある。また、内部統制推進部局・評価部局においても、各所属におけるリスクの評価及び選定が適切であるか、当該リスクに対する対応策がリスクの軽減に有効であるかといった観点も含めた評価を実施されたい。

#### 2 実効性の高い内部統制制度の実現に向けて

報告書では、業務レベルの内部統制において、評価対象期間中に5件の運用上

の重大な不備を把握したため一部が有効に運用されていないと評価しており、その評価手続及び評価結果に係る記載についてはおおむね相当と判断した。しかし、審査の過程において、今後も留意すべき点や検討を要する点が、前述のほかにもあることが確認できた。

まず、制度の目的を十分に理解していない所属も見受けられることから、取組を実践するにあたり、その水準が均一に保たれていないことが挙げられる。組織において内部統制を有効に整備・運用するためには、所属長や一部の職員だけではなく、すべての職員が制度の理解を深め、主体的に取り組んでいくことが求められる。職員の理解や意識が乏しいまま取組を行ったとしても、制度に取り組むこと自体が目的となり、内部統制の取組自体が形骸化するおそれがある。制度を推進するにあたっては、所属全体で前向きに取り組む意識を醸成し、リスクの識別や評価、対応策の整備などが適切かつ有効に行われるよう、引き続き制度の周知に努めることが望まれる。

次に、他部署で発生した事務処理誤りを我が事として捉えていないため、類似の事務処理誤りが防止できていない事例が見受けられる。顕在化した不備の原因と再発防止策を全庁で共有し、内部統制を有効に機能させることができるよう、より効果的な情報共有や注意喚起の方法を検討する必要がある。また、各制度所管課においても積極的に情報の共有に努め、所管業務における事務処理誤りが発生した場合、すみやかに注意喚起を行うとともに、必要に応じてマニュアルの改訂や研修会を開催するなど、全庁的な視点を持って内部統制の改善に取り組むことが求められる。

市政に対する市民からの信頼は、職員一人ひとりの適正な事務の執行の上に成り立っている。今後も引き続き、事務処理誤りを組織的に予防するための仕組みづくりに取り組むとともに、制度が形骸化しないよう、PDCAサイクルを活用しながら不断の見直しを行い、真に実効性の高い内部統制制度の実現に向けて取り組むことを強く求めるものである。

## 7. 例月現金出納検査

地方公共団体の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行います。

### ● 検査の概要

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）  
毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）  
毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

### ● 検査の結果

- ① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）  
会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。
- ② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）  
各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

## 8. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認める場合、これを証する書面を添えて、必要な措置を講じるように監査委員に監査を求める制度です。

### ● 監査の結果

No.	件名	結果
1	法定外公共物の使用に関するもの	棄却、一部却下
2	介護保険料納入済額のお知らせの再発行に係る支出に関するもの	受理前却下
3	国葬儀への参列にかかる公金の支出に関するもの	棄却
4	道路除排雪委託業務に関するもの	受理前却下

## 9. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

- 監査の結果  
該当なし

## 10. 包括外部監査

市長と契約した包括外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

- 各年度の実施状況

年 度	包括外部監査人	包括外部監査の内容
令和4年度	弁護士	経済政策に関する事務の執行について（令和5年2月公表）
令和3年度	弁護士	教育委員会及び市立学校における事務の執行について（令和4年2月公表）
令和2年度	弁護士	農業政策に関する事務の執行について（令和3年2月公表）
令和元年度	公認会計士	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況（令和2年2月公表）
平成30年度	公認会計士	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況（平成31年2月公表）
平成29年度	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況について（平成30年2月公表）
平成28年度	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について（平成29年2月公表）
平成27年度	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について（平成28年2月公表）

### Ⅲ 参考

#### 1. 関係法令・例規

##### ① 関係法令

法 令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条：英数字 項：ローマ数字 号：漢数字

(例) 第 185 条の 5 第 2 項第 5 号 → 185 の 5 II 五

##### ② 関係例規

例 規	備 考
新潟市監査委員条例	制定：S39.3.30、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定：S34.10.1、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市監査委員規程 （旧新潟市監査事務運営規程）	制定：H29.3.27、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市監査委員監査基準	制定：R2.2.28、最終改正（施行日）：R5.4.1
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定：H16.3.10、最終改正（施行日）：R2.4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査 に関する条例	制定：H11.2.25、最終改正（施行日）： H15.9.29
新潟市外部監査契約を締結しよう とする相手方の資格を証する書類 等閲覧規則	制定：H11.3.16、最終改正（施行日）： H19.9.1

## 2. 用語の解説

No.	用語	概要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務（監査）を行うこと。このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」による（地自法 199ⅩⅦ）。
2	健全化判断比率	地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。①実質赤字比率 <sup>(12)</sup> 、②連結実質赤字比率 <sup>(13)</sup> 、③実質公債費比率 <sup>(14)</sup> 、④将来負担比率 <sup>(15)</sup> の 4 指標で構成される。
3	資金不足比率	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
4	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。
5	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。
6	普通会計	決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別会計である土地取得事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計及び公債管理事業会計を、各会計間の重複を調整して加えたもの。
7	実質収支比率	標準財政規模 <sup>(A)</sup> に対する実質収支額の割合を示すもの。財政運営の健全性を示す数値として、一般的に 3～5%が望ましいとされる。
7A	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債）の発行可能額を加算した額。



8	財政力指数	標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示すもの。値が1に近いほど財政力が強いとされる。「基準財政収入額 <sup>(A)</sup> ÷基準財政需要額 <sup>(B)</sup> 」の3か年平均値。
8A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。
8B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要を、一定の方法により算定した額。
9	経常収支比率	経常経費に充当した一般財源の割合を示すもの。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100」。
10	義務的経費比率	歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。
11	人口	この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、令和2年度は令和3年1月1日現在、令和3年度は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。
12	実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する赤字の割合を示す。
13	連結実質赤字比率	普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す。
14	実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率。借入金返済額の大きさを示す。
15	将来負担比率	市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債(借入金)の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する可能性の大きさを示す。
16	早期健全化基準	この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる。

17	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいることを示す。
18	純資産比率	現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産をどのくらい蓄積しているかを表すもの。
19	受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出したもの。この比率が高いほど、行政サービスを提供するために発生したコストが受益者負担で賄われていることを示している。
20	経営健全化基準	この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる。